会 議 記 録(要 旨)

基 事 事 </th <th>杉並区青少年問題協議会</th>	杉並区青少年問題協議会
時 所 名	令和6年10月24日(木)午前10時~12時 杉並区立児童青少年センター(ゆう杉並) 集会室1、2 槻木委員、半田委員、長谷川委員、吉田委員、最上委員、水野委員、寺澤委員、 上木委員、宮内委員、新藤委員、藤高委員、厳樫委員、小山内委員、 髙橋委員、山内委員、平見委員、久保川委員 子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援課長(児童相談所設置準備課長兼務)、児童青少年課長、教育委員会事務局庶務課主査(教育委員会事務局庶務課長代理)済美教育センター所長、学童クラブ整備担当課長、済美教育センター統括指導主事 1名 資料1 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)」について 資料1別紙1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案) 概要版 資料1別紙2 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案) でのより 資料1別紙3 オープンハウスパネル展示 資料1別紙4 オープンハウスパネル展示 資料1別紙4 オープンハウス意見(概要) 資料1別紙5 居場所実施者からの意見(概要) 資料2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
	杉並区立児童青少年センター(ゆう杉並) 集会室 1、2 槻木委員、半田委員、長谷川委員、吉田委員、最上委員、水野委員、寺澤委員、 上木委員、宮内委員、新藤委員、藤高委員、厳樫委員、小山内委員、 高橋委員、山内委員、平見委員、久保川委員 子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援課長(児童相談所設置準備課長兼務)、児童青少年課長、教育委員会事務局庶務課主査(教育委員会事務局庶務課長代理)済美教育センター所長、学童クラブ整備担当課長、済美教育センター統括指導主事 1名 資料 1 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)」について 資料 1 別紙 1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案) 概要版 資料 1 別紙 2 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案) 資料 1 別紙 3 オープンハウスパネル展示 資料 1 別紙 4 オープンハウスプネル展示 資料 1 別紙 4 オープンハウス意見(概要) 資料 1 別紙 5 居場所実施者からの意見(概要) 資料 2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
委員名	槻木委員、半田委員、長谷川委員、吉田委員、最上委員、水野委員、寺澤委員、 上木委員、宮内委員、新藤委員、藤高委員、厳樫委員、小山内委員、 高橋委員、山内委員、平見委員、久保川委員 子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援課長(児童相談所設置準備課長兼務)、児童青少年課長、教育委員会事務局庶務課主査(教育委員会事務局庶務課長代理)済美教育センター所長、学童クラブ整備担当課長、済美教育センター統括指導主事 1名 資料1 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)」について資料1別紙1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案) 概要版資料1別紙2 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)で資料1別紙3 オープンハウスパネル展示資料1別紙3 オープンハウスパネル展示資料1別紙4 オープンハウス意見(概要)資料1別紙5 居場所実施者からの意見(概要)資料2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
事務局聴者	上木委員、宮内委員、新藤委員、藤高委員、厳樫委員、小山内委員、 髙橋委員、山内委員、平見委員、久保川委員 子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援課長(児童相談所設置準備課長兼務)、児童青少年課長、教育委員会事務局庶務課主査(教育委員会事務局庶務課長代理)済美教育センター所長、学童クラブ整備担当課長、済美教育センター統括指導主事 1名 資料1 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)」について資料1別紙1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)概要版資料1別紙2 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)で料1別紙3 オープンハウスパネル展示資料1別紙4 オープンハウスパネル展示資料1別紙4 オープンハウス意見(概要)資料1別紙5 居場所実施者からの意見(概要)資料2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
聴者	子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭支援課長(児童相談所設置準備課長兼務)、児童青少年課長、教育委員会事務局庶務課主査(教育委員会事務局庶務課長代理)済美教育センター所長、学童クラブ整備担当課長、済美教育センター統括指導主事 1名 資料1 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)」について資料1別紙1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)概要版資料1別紙2 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)で資料1別紙3 オープンハウスパネル展示資料1別紙4 オープンハウスパネル展示資料1別紙4 オープンハウス意見(概要)資料1別紙5 居場所実施者からの意見(概要)資料2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
	1名 資料1 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)」について 資料1別紙1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)概要版 資料1別紙2 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案) 資料1別紙3 オープンハウスパネル展示 資料1別紙4 オープンハウス意見(概要) 資料1別紙5 居場所実施者からの意見(概要) 資料2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
	資料1 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)」について 資料1別紙1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)概要版 資料1別紙2 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案) 資料1別紙3 オープンハウスパネル展示 資料1別紙4 オープンハウス意見(概要) 資料1別紙5 居場所実施者からの意見(概要) 資料2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
· 資料	資料2別紙1 区民等意見聴取の概要 資料2別紙2 (仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例 骨子案 杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について いじめ防止対策推進基本方針 いじめ対応マニュアル 杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について 資料4 区立児童相談所の開設に向けた取組について 資料4別紙1 杉並区児童相談所設置運営計画(第3版)
次 第	1 開会2 議題(1) 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の素案について(2) 「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について
 力突 <i>(</i>	
青少年	1 開会 (子ども家庭部長挨拶) 2 議題 (1)「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の素案について (「資料1 「杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)」について」、 「資料1別紙1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)概要版」、 「資料1別紙2 杉並区子どもの居場所づくり基本方針(素案)、
	次第(零(要

「資料1別紙3 オープンハウスパネル展示」、

「資料1別紙4 オープンハウス意見(概要)」、

「資料1別紙5 居場所実施者からの意見(概要)」について説明)

(質疑・意見等)

平見委員

「基本方針(素案)概要版」の第4章で、子ども食堂への支援とあるが、どういった支援を考えているのか。

子ども家 庭部管理 課長

基本方針(素案)の本編 p. 53 に掲載している。子ども食堂は民間団体が運営しており、区としては何かご相談いただいた際に支援を行うというような側面支援を行っている。具体的には、令和 5 年度に、物価高騰に対する運営支援として運営団体へ補助金を支出した。そのほか、子ども食堂の立ち上げ支援としては、区内の子ども食堂のネットワークづくりを進める「杉並子ども食堂ネットワーク(事務局:杉並区社会福祉協議会)」と連携を図っているところ。

今後としては、何か具体的な事業を行うなどの予定は決まっていないが、居場所づくりとしての支援を行っていくほか、ご要望をいただいた際に区としてできることを行っていきたいと考えている。

平見委員

基本方針(素案)概要版で、小学生の居場所の取組項目として、令和9年度から学童クラブの利用対象を見直すとある。こちらに書かれている「原則1~3年生及び障害等のある児童」は、現行の利用対象なのか、それとも見直した結果の利用対象なのか。

児童青少年 課長

学童クラブは、現在、小学校1年生から6年生の児童で、保護者が就労等で子どもの保育に当たれないご家庭が申請できるようになっている。これを、令和9年度からは、原則小学校1年生から3年生のお子さんを申請の対象とする。ただし、障害があるなど特別な支援を要するお子さんは、引き続き小学校4年生から6年生も利用の対象とする。

平見委員

基本方針(素案)概要版で、個別のニーズに応じた居場所づくりとして「子どもイブニングステイ事業の実施」とあるが、本事業の内容を教えてほしい。

児童相談 所設置準 備課長

基本方針(素案)の本編 p. 51 に掲載しているように、家庭や学校で安心して過ごせない、子ども家庭支援センターが関わっているような要保護・要支援児童が安心して自分の時間を過ごすことができる居場所として子どもイブニングステイ事業を実施する。これは、国の法改正による児童育成支援拠点事業として位置づけ実施するものである。

平見委員

具体的な場所はどこか。

児童相談 所設置準 備課長

プロポーザルで運営事業者を選定したところ。阿佐谷で実施する予定であるが、児 童を守るという観点から具体的な場所は公表していない。

厳樫委員

基本方針(素案)概要版で、小学生の居場所の取組項目として、放課後等居場所事業と校庭開放と書かれている。この2つは具体的にどこが実施しているのか。学校支援本部なのか、学校のPTAなのか。

児童青少 年課長 放課後等居場所事業は、児童青少年課の事業として委託により行っているもので、 小学校の校内にて、現状 17 校で実施している。残り 23 校については、令和 9 年度 までに拡充・実施していく。

厳樫委員

受託している事業者はどのような事業者なのか。

児童青少 年課長 これまでは、その学校を対象とした学童クラブの受託事業者に、あわせて放課後等 居場所事業の運営も委託している。形態は、社会福祉法人やNPO法人、株式会社等、 事業者によって様々で、いずれもプロポーザルによって選定した。

校庭開放は、学校支援課の事業であり、学校長からの推薦を受け、校庭開放指導員として委嘱した地域の方に放課後の校庭の見守りをしていただいている。今後は、日曜日・祝日の校庭開放を継続する方向であるが、今までと同じスキームで校庭開放指導員を置いて実施するのか、あるいは学校支援本部等の力を借りながら違ったスキームで実施するのかは、学校支援課とともに検討していきたい。

厳樫委員

共働き家庭では、お母さんが7時頃に家を出てしまうという家もあり、地域によっては、校庭開放の朝版のような形で預かってくれると聞いた。杉並区ではどのように考えているか。

児童青少年 課長 小学校始業前の朝の居場所のニーズは、まさに今日的な課題であると認識しているところで、基本方針(素案)の本編 p. 30、32 に書かせていただいた。いくつかの小学校で行っている、学校支援本部の協力による朝の居場所を全校に広げていくかどうかも含め、区長部局と教育委員会事務局で連携しながら対応を検討していきたい。

小山内委 員 基本方針(素案)では、中・高校生の居場所が増えていくということが書かれており、とてもありがたいと感じている。これまでのゆうゆう館をコミュニティふらっとに転用させるという動きがいったん止まっている中、ゆうゆう館を、夕方以降の利用がない空いた時間帯などに中・高校生などの居場所として活用できないか。

児童青少年 課長 区では、ゆうゆう館という 60 歳以上を対象とした高齢者専用施設を設置しているが、どうしても夜間の稼働率が低いなど利用に偏りがでるということを踏まえ、施設再編の中でこのゆうゆう館をコミュニティふらっとという多世代型の交流施設へ転用させる取組を行ってきた。岸本区長就任後、この取組を検証することとし、一旦休止している。ゆうゆう館の在り方については地域ごとにワークショップで地域の方々のご意見をお伺いしながら検討しているところであり、今後、ゆうゆう館として残そうということになる可能性もあるため、委員からの意見はその際の参考とさせていただく。

宮内委員

高円寺地域は中・高校生の児童館がない地域であるが、来年度開設されるコミュニティふらっと高円寺南に中・高校生の居場所を作ると、基本方針(素案)に書かれている。この場所は、小学校の跡地ということもあり、中・高校生たちがボール遊びもできるような大きな広場がある。ボール遊びもいいが、中・高校生のニーズとしては、ダンスやスケートボードをしたいという希望があると思う。特にスケートボードはできる場所が少ないため、ぜひスケートボードができる場所を作ってほしい。

また、地域の未就学児の親御さんと交流する機会があり、小学校始業前の朝の居場所のニーズを感じた。親御さんは、対応のあるなしで引っ越しも検討していると言っていた。区でも制度が整えば子育てしたいという人が増えてくると思うので、ぜひ検討してほしい。

児童青少年 課長

スケートボードの場所については、旧杉並中継所の跡地活用策の案として先日示されたところ。井草森公園の地下に旧杉並中継所という、かつて不燃ごみをまとめる中継所として使われていた場所があり、その跡地をどのように活用しようかということを検討してきた中で、アーバンスポーツができる施設として改修・活用することが候補の一つにあがっており、これから周辺の方々や地域の方々にもご意見をお伺いしながら決めていくところである。

宮内委員

周辺の区民の意見も大事だとは思うが、ぜひ子どもの意見を優先にしてほしい。

児童青少年 課長

基本方針を作っていく過程で、アンケートやワークショップ等を通じて子どもたちから話を聞いたところ、とても多かった意見が「身近にボール遊びできる場所がほしい」と「勉強できる場所が居場所」というもの。ボール遊びについては、基本方針(素案) p. 46 で、公園を活用した居場所の取組として記載している。

一つ目は、旧杉並第八小学校跡地への屋内球戯場の整備。二つ目は、球戯場の設置に向けた検討。「多世代が利用できる公園づくり」とは、公園ごとに特色を付け、ターゲットとする利用者のニーズに合った公園づくりを進めていこうという取組のことで、こういった公園のリニューアル時に球戯ができるスペースの整備を検討していく。三つ目は、公園の利用ルールの見直し。このような取組を通じてボール遊びができる場所を充実させていきたい。

朝の居場所のニーズについては、まさに小1の壁という問題。小学校1年生に上がったお子さんの親御さんが、子どもを家に残して朝早く家を出る。その後子どもが30分程度一人で過ごし、鍵をかけて学校へ行く。こういった状況はやはり不安だということで、親御さんは働き方を変えたり転職せざるを得なかったりしている。区としても、まだ具体的な方策は決まっていないが、こうしたニーズに対し、しっかり取り組んでいきたい。

吉田委員

教室へは入れないが、学校へは来たいという不登校の中学生の面談をしており、不 登校の子どもたちの居場所がすごく大事だと思っている。校内の別室で子どもと会 話する時間が本当に大事な時間で、その子が何を訴えたいのかどうしてもらいたい のかをどうにかしてつかもうとしている。

基本方針(素案)を読んで、杉並区の子どもに対する取組が非常に進んだと感じた。 子どもにとっていちばんよいものが提供できるように杉並区一丸となって進めて いただきたい。

寺澤委員

専業主婦のお母さんよりも共働きのお母さんの方が多くなっていると感じており、 朝早く出勤する親御さんも多く、朝の居場所のニーズは高い。

また、昨今猛暑により、夏休みに外で遊んでいる子は見かけなくなった。こうした 時期は特に図書館や集会施設など屋内で過ごせる居場所が求められている。基本方 針(素案)では、このような点もとらえてあらゆる居場所を網羅した形で書かれて いるため安心している。

教育委員 会事務局 庶務課主 查(庶務課 長代理)

(2)「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について

(「資料2「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の骨子案について」、 「資料2別紙1 区民等意見聴取の概要」、

「資料2別紙2 (仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例 骨子案」について説明)

済美教育 センター 統括指導 主事

(3) いじめ防止対策等の取組について

(「資料3杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの改定について」、

「いじめ防止対策推進基本方針」、

「いじめ対応マニュアル」、

「杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について」について説明)

(質疑・意見等)

最上委員

いじめ防止対策の取組の対象は、区立学校のみなのか。私立学校も対象なのか。いじめ対応マニュアルは私立学校にも配付されているのか。

教育委員会事務局庶務課主查(庶務課長代理)

条例には理念的な部分と区が対応すべき具体的な取組を記載している。理念的な部分は、私立学校を含む区内の学校が対象。一方、具体的な取組は、区が設置している区立学校に限定している。

済美教育 センター 統括指導 主事

いじめ対応マニュアルの取り扱いについては、私立の学校は、学校でいじめに関する基本方針を定めるよう法で規定されているため、区が関与するのではなく各学校で対応している。年に数回、済美教育センターの教育 SAT (School Assist Team)宛てに、私立学校の生徒の保護者と思われる方から相談の電話があるが、私立の学校を所管する東京都の部署へつなぐようにしている。

最上委員

近所に私立の学校に通う子どもがおり、当時いじめで困っていたときどのようにしたのかと聞いたところ、「区には相談する窓口もない。東京都が窓口なのは知っていたが、なかなかつながることが難しく、家族と学校とでのやり取りのみで苦しかった。」と言っていた。

槻木委員

いじめ対応マニュアル p. 10 に、具体的な対応として、「いじめを受けた子どもへの対応」の後に「いじめを行った子どもへの対応」が書かれている。これは順番が逆であると思う。いじめられた子は被害者である。いじめを行った子どもへの対応が先で、本人へきちんと注意し、更生させることが大事。こういった点を教育委員会はもう少し考えてほしい。

済美教育 センター 統括指導 主事

いじめを受けた側の子どもを変えさせなければいけない意味ではなく、いじめを受けた子をまずは優先的に守らなくてはならないという意味で、本マニュアルでは冒頭にいじめを受けた子への対応を書いている。

槻木委員

犯罪の場合を考えてみても、被害者の人権が配慮されていないと感じる。被害者の 名前は出るが、加害者の名前はなかなか出ない。「まずは被害者への対応」としてい たら問題は全然解決できない。こういった書き方は日本人の気質だから仕方ないと は思うが、杉並から変えてほしい。

新藤会長

加害をする子どもの方が実は家庭的に困難がある場合もあり、被害者よりも支援が 必要な場合も少なくない。ただ、子どもであるため、いじめの加害者であっても被 害者であっても、その後また元気に生活を送っていけるようにするために、教育委 員会としてはまずは被害を受けた子どもを守るということを第一にしたということ がマニュアルに表れていると思う。いじめを行った子も教育を受ける権利はあるということ、また、昨今では暴力行為というのは少なくなっており、それよりも見えにくい陰口等のいじめが主流になっていると聞いている。こうした状況では、なかなか学校側もいじめを行った子どもへ厳しい対応は取りにくいのだと思う。

山内委員

どの学校でも、いじめを行った子、いじめを受けた子双方に話を聞き、また、保護者にも話を聞きながら丁寧に対応していると思う。現在は昔のような暴力行為は減っており、それよりも SNS による悪口の書き込みなど、見つけにくいいじめが多くなっている。そのため、各学校では、重篤になる前に、教職員全体で目を光らせて早期発見に努めているところ。また、家庭的なことや個人的な悩みについては、スクールカウンセラーを活用するなど、組織的に取り組んでいる。そのほか、教育SAT とも情報共有しながら連携して対応に当たっている。

児童相談 所設置準 備課長

(4) 区立児童相談所の開設に向けた取組について

(「資料4区立児童相談所の開設に向けた取組について」、

「資料4別紙1 杉並区児童相談所設置運営計画(第3版)(概要)」、

「資料4別紙2 杉並区児童相談所設置運営計画(第3版)」について説明)

(質疑・意見等)

(発言なし)

6その他

子ども政策 担当課長

「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」骨子案及び骨子案に関する区民等の意見提出の実施について

「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」骨子案の概要について説明するとともに、骨子案に関する区民等の意見提出の実施について説明

(質疑・意見等)

吉田委員

生活保護世帯への生活保護費には、移動教室参加費用なども含まれていると思うが、 こういった子どもが移動教室に行けないということがないように、子どものために 適切にお金が使われるようにしてほしい。

山内委員

就学援助対象の家庭においては、修学旅行や移動教室、アルバムの購入費用等、対象費用の申請ができ、決められた額が支給されるようになっている。

子ども政策 担当課長

昨年度まで学務課長をしていた。修学旅行や移動教室等、基本的には就学援助の制度の中で全額支給となっている。支給方法としては、学校及び家庭と相談の上、家庭に支給する方法または学校へ直接支払う方法を取っており、子どもが楽しみにしていた移動教室等に行けないといったことがないように調整をしている。

宮内委員

ここに子どもの権利に関する普及啓発とあるが、ぜひ子どもたちにこういった条例ができることを伝えてほしい。今の子どもたちは権利意識を持っており、困っているときにどうしたらいいかということを求めている。こういった条例で自分たちの権利が守られているということがわかれば一つの安心感になるし、自分たちでいろいろ考える力にもなる。条例を作る段階で様々な子たちが関わっているが、知らない子どもたちにもぜひ知らせていってほしい。

藤高副会長

子どもの権利擁護に関する普及活動として、小学校などへ出前事業をしていく予定などはないか。

子ども政策 担当課長 現在、子どもの権利擁護の普及啓発としてホームページへの掲載やイベント等を 行っているが、今後、さらに子どもの関係施設で出前事業などを検討していきたい と考えており、子どもたちだけでなく、大人に向けても伝えていきたい。このよう に、様々な方法で子どもの権利擁護の普及活動をしていきたいと考えている。

新藤会長

子どもの権利の条例については、作成の段階で、区内の小・中学生に意見を聞いたりワークショップをしたりと、関わっている子どもたちが一定数いる。しかしながら、まだまだ知らない子どもたちに対しては、今後どのように知らせていくかということは課題だと感じる。区民の方々の協力も得ながらしっかり進めていってほしい。

(事務連絡)

児童青少年 課長 様々なご意見ありがとうございました。ほかの部署に関わるようなご意見もありましたので、責任を持って関係する所管へお伝えいたします。次回の開催は、次年度になるかと思いますが、改めて開催のご案内をいたします。

(閉会)